

## 4 施 工 管 理

## 4 施工管理

### 4.1 施工の確認

- 1 給水装置工事主任技術者は、完成図書及び現地確認により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを表 4.1.1 を参考として確認すること。
- 2 給水装置は、供用開始前に十分に洗浄し、通水試験、耐圧試験及び水質試験を行うこと。

表 4.1.1 施工の確認

区分	項目	確認の内容	
完成図書	案内図	・工事箇所、道路及び主要な建物等が明記されていること。	
	平面図及び立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、建物の位置・構造、道路種別等付近の状況が、わかりやすく記入されていること。</li> <li>・隣接家屋の水栓番号及び宅地境界が記入されていること。</li> <li>・分岐部のオフセットが記入されていること。</li> <li>・平面図と立面図が整合していること。</li> <li>・隠ぺいされた配管が明記されていること。</li> <li>・各部の材質、口径及び延長が記入されていること。</li> <li>・給水管等は、性能基準適合品が使用されていること。</li> <li>・構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。</li> <li>・水の汚染・破損・侵食・凍結防止等の措置が明記されていること。</li> </ul>	
現地確認	屋外	分岐部のオフセット	・正確に測定されていること。
		埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
		止水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。</li> <li>・止水栓の操作に支障のないこと。</li> <li>・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。</li> </ul>
		量水器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。</li> <li>・検針及び取替に支障がないこと。</li> </ul>
		管の延長	・完成図面と整合すること。
		筐・ボックス類	・傾きがなく、設置基準に適合していること。
	配管	配管一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。</li> <li>・配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプに直結連結されていないこと。</li> <li>・配管の口径、経路、構造等が適切であること。</li> <li>・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。</li> <li>・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。</li> <li>・クロスコネクションがなされていないこと。</li> </ul>
		接合	・適切な接合が行われていること。
		管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	給水用具	給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
		接続	・適切な接合が行われていること。
	受水槽	吐水口空間	・吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。
	機能確認		・通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、量水器経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等を確認すること。
	耐圧試験		・所定水圧による耐圧試験を行い、漏水及び抜け等を確認すること。
	水質確認		・残留塩素等を確認すること。

#### 4. 2 工事記録写真

- 1 工事記録写真は各種工事の施工にあたり、各工程の確認と工事完成後、外部から明視できない部分あるいは原形との比較検討などにより、完成検査における重要な資料となるものであり、その目的を明確にするように撮影すること。
- 2 写真は、A4版程度の写真つづりに、工程順に整理して提出すること。
- 3 撮影必要箇所を撮り損ねた場合は、必ずその箇所を再視し、撮影すること。
- 4 撮影枚数は、工事検査提出用のほか、道路管理者への提出に要する枚数を必要に応じて撮影するか、若しくは焼き増しすること。
- 5 写真撮影は、機器の取扱いに習熟した者が行い、必ず「工事写真撮影用黒板」を入れ、撮影すること。
- 6 主な撮影の内容は、表 4. 2. 1 によること。

表 4. 2. 1 主な撮影の内容

撮 影 項 目		撮 影 内 容	備 考
施工前の現場状況		・施工前の現場状況	
埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り (D)	
	給水管	・埋設中間点の土被り ・道路と宅地の境界地点での土被り ・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの ・隣接用地境界から引込位置までの水平距離 (H) 水平距離 (L)	
配管の状況	分岐	・割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・サドル分水栓穿孔後の防食コア挿入状況	
	一般配管	・材質等 (ステンレス鋼管の青線等) の確認可能な状況 ・隠ペイ等により確認不可能な部分の状況 ・特殊な配管状況 (離脱防止金具の取付等) ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況	
原形復旧の状況	埋め戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	
	路床	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	
	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	
	上層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上面の深さ	
	表層	仮復旧	・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)
本復旧		・路面の仕上がり状況 (幅、長さ、)	
完成後の現場状況		・完成後の現場状況	
その他の		・上記以外で施工後確認不可能な部分	

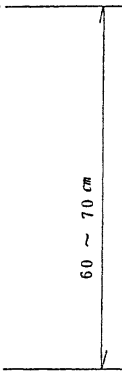
注1) 撮影にあたっては、スタッフ等を立てて、読み目に水糸を張り、深さ、幅及び長さ等の寸法を正確に読み取れるよう留意すること。

注2) 耐圧試験の状況は、水圧計等の目盛りが正確に読み取れるよう留意すること。

(参考)

記録写真用黒板  
表示基準

工事場所	町	丁目	番地
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
給水装置工事			
施工月日	月	日	
(既設配水管の土盛り) 内容に依り記入			
会	社	名	
〇〇	〇〇	〇〇	



<p>既設配水管の土盛り</p>	<p>路床完了後の深さ</p>	<p>下層路盤完了後の深さ</p>	<p>上層路盤完了後の深さ</p>
<p>既設配水管の土盛り</p>	<p>路床完了後の深さ</p>	<p>下層路盤完了後の深さ</p>	<p>上層路盤完了後の深さ</p>
<p>仮復旧状況</p> <p>幅×長さ</p>	<p>本復旧状況</p> <p>幅×長さ×厚さ</p>	<p>給水管中央地点の土盛り</p>	<p>給水管管民境界地点の土盛り</p>

#### 4.3 記録の保存

給水装置工事主任技術者は、水道法施行規則第36条第6号の規定により、次の事項に関する記録を作成し、作成日から3年間保存すること。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 給水装置工事の場所
- 3 工事検査の年月日
- 4 給水装置工事主任技術者の氏名
- 5 完成図
- 6 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- 7 確認の方法及びその結果

給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第16条に基づく政令で定める基準に適合していることの確認